

諮問委員会（有富慶二委員長）提言

## 「骨太の方針2007にむけて」

—日本の競争力復活にむけて自己革新すべし—

**諮**

問委員会（有富慶二委員長）は3月22日、提言「骨太の方針2007にむけて—日本の競争力復活にむけて自己革新すべし—」を発表した。

日本経済の地盤沈下が着実に進んでいる今、経済成長を実現する労働力・資本蓄積・生産性

の3つを活性化し、内需主導型の経済成長を遂げることが、日本経済の課題である。各政党は、日本という国がどうあるべきか、来たる参議院選挙の争点としてマニフェストをもって問うべきである。安倍総理は、「構造改革の司令塔」として経済財政諮問

会議を積極的に活用し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2007」に具体的な数値目標と改革工程表を策定すべきである。そして、強いリーダーシップのもと、一刻も早く構造改革を遂行されることを強く期待する。

## 提言の概略

### I 「小さくて効率的な政府」の実現

#### 1. 公務員制度改革

「行政改革推進法」の理念に基づき、実績や職責等に基づく処遇の導入、労働基本権の付与と身分保障の撤廃、包括的な官民の人材流動化など、抜本的な公務員制度改革を、確実に遂行することを望む。

- ①政治任用（ポリティカル・アポインティ）を導入。終身雇用を前提とした人事制度を改める。
- ②採用試験によるキャリア固定化を改め、採用区分（Ⅰ種、Ⅱ種等）を廃止し昇進選抜へと移行。
- ③いわゆる「天下り」につながる早期退職勧奨の慣習を廃止し、民間並みの定年制度の整備を行う。

#### 2. 地方分権改革

「地方分権改革推進法」に基づき「地方分権推進計画」を策定し、施政方針演説で安倍総理が表明された通り、2010年迄に「新分権一括法案」が確実に国会に提出されることを期待。

- ①国と地方の役割分担をゼロベースで見直した上で、行政サービスと負担に関する住民の選択、住民のガバナンスによる地方自治を実現し「地域主権」を確立。
- ②将来的には、現在の地方交付税交付金を廃止。まずは国税と地方税の割合を、現在の3：2から2：3へ。
- ③国の関与と国庫補助負担金を原則廃止し、地域に権限を移譲。
- ④地方財政計画および地方交付税交付金廃止後の新たな財政調整制度を構築。
- ⑤広域行政のあり方として道州制を検討する。

#### 3. 歳出・歳入一体改革

「骨太の方針2006」で示された今後5年間の歳出改革（▲14.3～11.4兆円程度）を確実に遂行し、更に、公務員人件費や公共事業費等の削減により2～5兆円の歳出削減の上積みを行う。なお、景気回復による税収増は、新たな歳出増へと振り向けることなく、早期に債務残高GDP比の安定的引下げを目指す第Ⅲ期への移行にむけて重点的に使うことを期待。

- ①予算編成改革を行い、複数年度予算の考え方を全面的に導入。
- ②税と社会保障を一体的に捉え、総合的な国民負担率を国民所得比40%程度に抑える税制のあり方を検討。

## Ⅱ 持続可能な社会保障制度の構築と少子化対策

### 1. 年金制度改革

- ①老後の生活に関するナショナル・ミニマムの保障を目的とした「新基礎年金制度」を制定。
- ②厚生年金保険の報酬比例部分は、納得感が得られる方法で私的年金制度へと移行。

### 2. 少子化対策

- ①子育て世帯への経済的支援、保育所の拡充などによる育児支援とともに、男女ともに調和ある「ワーク・ライフ・バランス」を享受できるような、働き方の実現に向けた取り組みを進める。
- ②労働契約法、労働基準法改正、パート労働法改正、雇用対策法改正、最低賃金法改正等の労働法制の見直しと並行して、税制・社会保障制度等についても働き方に中立な制度となるよう見直しを実施。

## Ⅲ 成長力の向上

### 1. 規制改革

以下の「医療・保育・教育・農業」の4分野を重点改革分野とし、以下の項目を実施する改革工程表の策定を、年度内に行う。

#### 医療

医療サービスの質の向上と効率化に向けた課題、レセプト完全オンライン化等の総合的なIT化の推進、診療データの蓄積とそれに基づいた標準医療の設定、診療報酬体系における患者の特性に合わせた包括化・定額払いの拡大等を確実に遂行。

- ①電子カルテを導入し、診療成績の開示、医師免許更新制を実施。
- ②混合診療の全面解禁、医療法人の統廃合と株式会社による医療機関経営等の規制改革を実施。

#### 保育

- ①認定の要件や事務手続き等を見直し、実質的な幼保一元化を実現。
- ②「保育パウチャー」制度を導入し、保育に関する補助金を、施設補助から利用者直接補助へと転換。

#### 教育

- ①学校に対する教育委員会の関与を「管理・監督」型から「支援」型へと改める。
- ②「教育パウチャー」の導入など、教育現場における創意工夫を促す仕組みを整備。

#### 農業

農地法を改正し、農地の集約化や株式会社による農地所有の解禁等を通じて法人営農を促進。

### 2. 新事業創造・研究開発の推進

- ①将来的には、投資時点と損益発生時の二段階控除、総合課税制度の導入による損益通算範囲の拡大と譲渡損繰越期間の無期限化、投資損の確定基準の明確化を目指しつつ、まずは、現行のエンジェル税制を大幅に拡充し、日本国内の個人の預貯金をベンチャー育成に役立たせる為の政策的誘導措置を整備。
  - ・適用企業要件を見直し、現行の適用要件のうち、①新たな事業を実施する為に売上高の一定割合の費用を支出している企業であること、②外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社であること、の2件を撤廃。
  - ・損失繰越期間を、現行の「3年間」をフランスと同様の「5年間」に延長。
  - ・適用要件確認手続き等の諸手続きを簡素化。
- ②産官学の連携を促進し、TLO（Technology Licensing Organization）等の技術移転機関の活用を進める。

### 3. アジアとの連携強化

- ①環境・省エネ技術で世界をリードし、アジア諸国と環境・エネルギー分野の連携を一層強化。また、金融、経済法などソフトインフラ整備を通じて、アジア諸国の経済発展に貢献する。
- ②ハブ空港や港湾等インフラ面の整備と並行して24時間化など運用面での効率化を促進し、グローバル化に適した社会資本の整備を行う。
- ③人材の交流を活発化させ、競争力を強化。
- ④対内直接投資対GDP比を長期的には2桁を目指す。その為に、WTO多角的通商交渉の早期妥結、ASEAN諸国や他のアジア諸国とのEPA・FTAの早期締結を推進。